

日本結核・非結核性抗酸菌症学会
各種委員会規程

第1条 定款第10章にもとづき、以下の委員会を設置する。執行部委員会、編集委員会、学会賞選考委員会、プログラム委員会、治療委員会、社会保険委員会、教育・用語委員会、予防委員会、非結核性抗酸菌症対策委員会、抗酸菌検査法検討委員会、将来計画委員会、エキスパート委員会、国際交流委員会、認定制度委員会、広報・ホームページ委員会、認定制度審議委員会、倫理委員会、ガイドライン施行委員会、禁煙推進委員会。

2. 委員会委員は原則として10名程度（委員会によって増減あり）の委員をもって構成する。代議員は委員会委員として立候補することができる。
3. 推薦委員会は、代議員および役員選挙施行規細則 第28条により、立候補者を参考にして、原則として理事のなかから委員長を選び、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員長の任期は2年とする。
4. 推薦委員会は、代議員および役員選挙施行規細則 第28条により委員立候補者を参考にして、原則として代議員のなかから、必要に応じて正会員、エキスパート会員のなかから、全国の支部を考慮し推薦する。委員長は若干名の委員を推薦することができる。また、オブザーバー（就任時70歳未満の会員）を推薦することができる。ただし、ガイドライン作成にかかわる外部委員については、会員資格を問わない。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第2条 各委員会の運営（委員の定数を含む）は、以下に定める個別の「委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、代議員会の承認を得るものとする。

第3条 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告・答申しなければならない。

第4条 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、社員総会に報告しなければならない。とくに重要な問題については社員総会の承認を得るものとする。

附　　則

この規程は2011年6月2日より施行する

2018年11月15日　一部改定

2019年6月6日　一部改定

2022年6月30日　一部改定

執行部委員会規定

第1条 本会に定款23条、40条および41条にもとづき、執行部委員会をおく。

第2条 執行部委員会は、理事長が作成した当法人の事業報告、決算、事業計画、予算等、経営の健全化に関する諸事項を審議し、監事の監査を得る。

第3条 執行部委員会は、原則として理事長、常務理事、をもって構成する。委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員長には理事長が当たる。

第4条 委員会は委員長が招集する。

附　　則

この規程は2023年6月10日より施行する

編集委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、会誌「結核」の編集のために編集委員会（以下委員会）を常置する。

第2条 委員会は、会誌の編集に関する業務を行う。

- 第3条 委員会に副委員長をおく。
第4条 委員会は委員長が招集する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する
2022年6月30日 一部改定

学会賞選考委員会規程

- 第1条 本会に定款第2条第7項および第10章にもとづき、学会賞の選考のために学会賞選考委員会（以下委員会）をおく。学会賞は、今村賞ならびに研究奨励賞とする。
2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、会員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。
- 今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され、理事会において承認を受け、代議員会および総会へ報告するものとする。
- 第2条 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。
- 第3条 委員会委員長は、当該年度の会長、副委員長は理事長、委員は支部長とする。
- 第4条 委員会は委員長が招集する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する
2016年5月25日 2017年3月22日 2022年6月30日 2023年6月9日 一部改定

プログラム委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、学術講演会のプログラム編成のためにプログラム委員会（以下委員会）を年次毎に編成し、設置する。当該年次の会長が委員長となる。
- 第2条 委員会は、学術講演会プログラムの編成に関する業務を行う。
- 第3条 委員会委員は委員長が、認定制度委員会、エキスパート委員会、教育・用語委員会のそれぞれの委員会から選ぶ。また委員長は若干名の委員を推薦することができる。
- 第4条 委員会に副委員長をおくことができる。
- 第5条 委員会は委員長が招集する。

附 則

1. この規程は平成23年6月2日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、当該学術講演会が終了するまで、その業務を行うものとする。

2018年11月15日 一部改定
2022年6月30日 一部改定

プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は、特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考、並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。
2. プログラム委員会は生涯教育セミナー、ICD講習会について認定制度委員会との協議・調整に関して会長を補佐するものとする。

3. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

附 則

この細則は2011年6月2日より施行する

治療委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会に副委員長をおくことができる。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について 理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

社会保険委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。

第3条 委員会に副委員長をおくことができる。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する

2018年11月15日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

教育・用語委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、教育・用語委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、結核病学の教育および結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会に副委員長をおく。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する

2018年11月15日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

予防委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。
第2条 委員会は、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
第3条 委員会に副委員長をおくことができる。
第4条 委員会は委員長が招集する。
第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

非結核性抗酸菌症対策委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、非結核性抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。
第2条 委員会は、非結核性抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
第3条 委員会に副委員長をおくことができる。
第4条 委員会は委員長が招集する。
第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

抗酸菌検査法検討委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。
第2条 委員会は、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
第3条 委員会に副委員長をおくことができる。
第4条 委員会は委員長が招集する。
第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2011年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改訂

2022年6月30日 一部改定

将来計画委員会規程

- 第1条 本会に定款第10章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。
第2条 委員会は、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。
第3条 委員会には、副委員長をおく。
第4条 委員会は委員長が招集する。
第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキング

ググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は 2011 年 6 月 2 日より施行する

2018 年 11 月 15 日 一部改定

2022 年 6 月 30 日 一部改定

国際交流委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第 3 条 委員会に副委員長をおくことができる。

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

第 5 条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は 2011 年 6 月 2 日より施行する

2018 年 11 月 15 日 一部改定

2022 年 6 月 30 日 一部改定

認定制度審議委員会規程

第 1 条 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度規則第 3 条、および抗酸菌症エキスパート規則第 4 条にもとづき、認定制度審議委員会（以下、審議会）をおく。

第 2 条 審議会は理事長、常務理事、認定制度委員長、エキスパート委員長、教育・用語委員長をもつて構成し、理事長が委嘱する。

第 3 条 委員会に副委員長をおく。

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

附 則

この規程は 2013 年 10 月 1 日より施行する。

2022 年 6 月 30 日 一部改定

認定制度委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、認定制度委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は、日本結核・非結核抗酸菌症学会としての ICD 制度、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第 3 条 委員会に、副委員長 1 名をおく。

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

第 5 条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は 2013 年 10 月 1 日より施行する

2018 年 11 月 15 日 一部改定

2022 年 6 月 30 日 一部改定

認定制度委員会細則

(ICD 制度協議会に関する業務)

第1条 委員長もしくは副委員長は、ICD 制度協議会に出席する。議事について必要な時は理事長、常務理事会、あるいは理事会に報告し、協議する。

第2条 日本結核・非結核性抗酸菌症学会総会時に開催する ICD 講習会のテーマ、プログラム（開催日時、演題および演者等）を総会会長に提案し、調整の上、承認を得て、決定する。他学会により決定したテーマ、プログラムは締めきり期日までに ICD 制度協議会に対して ICD 講習会として申請する。

第3条 その他、ICD 制度協議会に関する業務を行う。

(結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務)

第4条 日本結核・非結核性抗酸菌症総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。

第5条 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

第6条 他学会の学術集会時に開催される合同企画（生涯教育セミナー「結核講習会」）のテーマとプログラム（演題および演者等）を該当学会と協議し決定する。決定したテーマとプログラムを本学会審議会に報告し承認を得て、他学会事務局へ連絡する。

第7条 教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第8条 その他の結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務を行う。

(抗酸菌症エキスパート制度に関する業務)

第9条 エキスパート委員会と協同して、次の業務を行う。

1. 日本結核・非結核性抗酸菌症学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。

2. 他団体主催の講習会、国や地方自治体による講習会等のプログラムについて、主催者と協議する。

3. 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

第10条 エキスパート委員会および教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第11条 その他の抗酸菌症エキスパート制度に関する業務を行う。

附 則

この細則は 2013 年 10 月 1 日より施行する。

エキスパート委員会規程

第1条 本会に定款第 10 章にもとづき、エキスパート委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、結核医療の保健・看護、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第3条 委員会に、副委員長 1 名をおく。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は 2013 年 11 月 10 日より施行する

2018 年 11 月 15 日 一部改定

2022 年 6 月 30 日 一部改定

広報・ホームページ委員会規程

第1条 本会に定款第 10 章にもとづき、広報・ホームページ委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、本学会の広報およびホームページに関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会に副委員長をおくことができる。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2013年6月2日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

2018年6月6日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

倫理委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、倫理委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、倫理及び利益相関問題に関する諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会に副委員長をおくことができる。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2012年5月10日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

2020年10月11日 一部改定

2021年6月17日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

ガイドライン施行委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、ガイドライン施行委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、結核・抗酸菌症に関する各種ガイドライン、マニュアルなどの作成を円滑に進めるために、適切な発行形態の基準などを策定し、各種ガイドライン、マニュアルなどを管理する。

第3条 委員会に副委員長をおくことができる。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会は必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループ（各種ガイドライン作成委員会）をおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規定は2017年10月12日より施行する。

2018年11月15日 一部改定

2022年6月30日 一部改定

禁煙推進委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、禁煙推進委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は、本学会の禁煙推進に関する諸事項を審議する。

第3条 委員会は若干名の委員をもって構成する。

第4条 委員会に副委員長をおくことができる。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会には必要に応じ、専門事項について、理事会の議を経て、委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

附 則

この規程は2019年6月6日より施行する

2022年6月30日 一部改定